

議員提出議案第 2 号

瑞穂町議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 9 年 3 月 2 3 日

提出者	瑞穂町議会議員	小 川 龍 美
賛成者	〃	村 山 正 利
〃	〃	近 藤 浩
〃	〃	森 亘
〃	〃	原 成 兆
〃	〃	下 野 義 子

(提案理由)

政務活動費の透明性の向上を図るため、条例を改正する必要がある
ので、本案を提出する。

瑞穂町議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する
条例

瑞穂町議会政務活動費の交付に関する条例（平成 2 4 年条例第 8
号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「要請陳情」を「要請・陳情」に改める。

第 6 条中「内容を審査し、政務活動費の交付を決定したときは」
を「直ちに交付決定を行い」に改める。

第 8 条第 2 項中「の写し」を削る。

第 9 条の見出しを「（透明性の確保）」に改める。

第 11 条第 1 項中「同条第 3 項に規定する提出期限の属する年度の翌年度」を「第 6 条の規定により交付決定された日の属する年度の翌々年度」に改める。

別表項目の欄中「要請陳情等活動費」を「要請・陳情等活動費」に改め、同表内容の欄中「要請陳情活動」を「要請・陳情活動」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

瑞穂町議会政務活動費の交付に関する条例 新旧対照表

新	旧
<p>第1条 略 (経費の範囲)</p> <p>第2条 政務活動費は、議員が実施する調査研究、研修、広報・広聴、<u>要請・陳情</u>、住民相談、各種会議への参加等町政の課題及び町民の意思を把握し、町政に反映させる活動その他の住民福祉の増進を図るために必要な活動(次項において「政務活動」という。)に要する経費に対して交付する。</p> <p>2 略</p> <p>第3条から第5条 略 (交付決定)</p> <p>第6条 町長は、前条の規定による申請があった場合は、<u>直ちに交付決定を行い</u>、議長を経由して議員に通知しなければならない。</p> <p>第7条 略 (収支報告書及び証拠書類の提出)</p> <p>第8条 略</p> <p>2 前項の収支報告書には、当該支出に係る領収書等の証拠書類_____を添付しなければならない。</p> <p>3及び4 略 (<u>透明性の確保</u>)</p> <p>第9条 略</p> <p>第10条 略 (収支報告書の保存及び閲覧)</p> <p>第11条 議長は、第8条第1項の規定により提出された収支報告書を、<u>第6条の規定により交付決定された日の属する年度の翌々年度</u>の4月1日から起算して5年を経過する日まで、保存しなければならない。</p>	<p>第1条 略 (経費の範囲)</p> <p>第2条 政務活動費は、議員が実施する調査研究、研修、広報・広聴、<u>要請陳情</u>、住民相談、各種会議への参加等町政の課題及び町民の意思を把握し、町政に反映させる活動その他の住民福祉の増進を図るために必要な活動(次項において「政務活動」という。)に要する経費に対して交付する。</p> <p>2 略</p> <p>第3条から第5条 略 (交付決定)</p> <p>第6条 町長は、前条の規定による申請があった場合は、<u>内容を審査し、政務活動費の交付を決定したときは</u>、議長を経由して議員に通知しなければならない。</p> <p>第7条 略 (収支報告書及び証拠書類の提出)</p> <p>第8条 略</p> <p>2 前項の収支報告書には、当該支出に係る領収書等の証拠書類の<u>写し</u>を添付しなければならない。</p> <p>3及び4 略 (<u>議長の調査</u>)</p> <p>第9条 略</p> <p>第10条 略 (収支報告書の保存及び閲覧)</p> <p>第11条 議長は、第8条第1項の規定により提出された収支報告書を、<u>同条第3項に規定する提出期限の属する年度の翌年度の4月1日</u>から起算して5年を経過する日まで、保存しなければならない。</p>

2 略

第12条 略

別表（第2条関係）

政務活動に要する経費

項目	内容
略	略
<u>要請・陳情等活動費</u>	議員が行う <u>要請・陳情活動</u> 、住民相談等の活動に要する経費
略	略

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

2 略

第12条 略

別表（第2条関係）

政務活動に要する経費

項目	内容
略	略
<u>要請陳情等活動費</u>	議員が行う <u>要請陳情活動</u> 、住民相談等の活動に要する経費
略	略